



2026年4月20日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ

代 表 取 締 役 C E O 瀧 木 幹 男

(東証グロース市場・コード 3807)

問 い 合 わ せ 先 :

代 表 取 締 役 C F O 岡 本 純 子

電 話 番 号 03 (5774) 2440 (代表)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2025年10月17日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規程第505条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日、別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

2026年4月20日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 横山 隆介殿

株式会社フィスコ
代表取締役 CEO 渕木 幹男
代表取締役 CFO 岡本 純子

2025年10月17日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第505条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

1. 経緯	3
(1) 過年度決算訂正の内容	3
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	7
(3) 過年度訂正に係る会計処理の内容	7
(4) 社内調査委員会の構成、調査目的及び調査期間	8
(5) 本事案の概要等	9
(6) 取締役の責任への対応.....	14
2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況	14
(1) 不適正開示の発生原因の分析	14
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）	15
3. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価	22
(1) モニタリングの実効性確認	23
(2) 監査法人との連携及び会計処理の妥当性	23
(3) 内部監査による検証の深化	23

1. 経緯

当社は、2025年8月8日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局に提出するとともに、過年度の決算短信等についても訂正を行いました。なお、訂正に際しては、過年度において重要性の観点から訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行っております。訂正した過年度決算訂正の内容及び当該訂正による業績への影響額は以下のとおりです。

(1) 過年度決算訂正の内容

① 訂正報告書および決算短信

a. 有価証券報告書の訂正報告書

第29期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

第30期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

第31期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

b. 四半期報告書の訂正報告書

第29期 第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

第29期 第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）

第30期 第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

第30期 第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

第30期 第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

第31期 第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

c. 半期報告書の訂正報告書

第31期中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

d. 決算短信の訂正

2024年12月期 第3四半期決算短信

2024年12月期 決算短信

2025年12月期 第1四半期決算短信

② 過年度決算訂正による業績への影響

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第 29 期 (2022 年 12 月期) 第 2 四半期	売上高	623	382	△241	△38.70%
	営業利益	126	△114	△241	—
	経常利益	156	△84	△241	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	154	△86	△241	—
	総資産	5,506	5,265	△241	△4.39%
	純資産	3,796	3,554	△241	△6.36%
第 29 期 (2022 年 12 月期) 第 3 四半期	売上高	915	674	△241	△26.33%
	営業利益	157	△83	△241	—
	経常利益	187	△54	△241	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	183	△57	△241	—
	総資産	4,467	4,226	△241	△5.40%
	純資産	2,778	2,537	△241	△8.68%
第 29 期 (2022 年 12 月期) 通期	売上高	1,071	924	△147	△13.73%
	営業利益	46	△100	△147	—
	経常利益	73	△73	△147	—
	親会社株主に 帰属する 当期純利益	△2,750	△2,897	△147	—
	総資産	3,826	3,679	△147	△3.84%
	純資産	2,063	1,916	△147	△7.13%

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第30期 (2023年12月期) 第1四半期	売上高	87	123	36	41.99%
	営業利益	△192	△155	36	—
	経常利益	△190	△153	36	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△184	△147	36	—
	総資産	2,997	2,887	△110	△3.69%
	純資産	1,121	1,011	△110	△9.85%
第30期 (2023年12月期) 第2四半期	売上高	273	318	45	16.80%
	営業利益	△254	△208	45	—
	経常利益	△241	△195	45	—
	親会社株主に 帰属する 四半期純利益	△236	△190	45	—
	総資産	3,024	2,923	△101	△3.35%
	純資産	1,193	1,092	△101	△8.48%
第30期 (2023年12月期) 第3四半期	売上高	400	400	—	—
	営業利益	△399	△399	—	—
	経常利益	△313	△313	—	—
	四半期純利益	△302	△302	—	—
	総資産	2,690	2,690	—	—
	純資産	859	859	—	—
第30期 (2023年12月期) 通期	売上高	450	213	△236	△52.52%
	営業利益	△622	△859	△236	—
	経常利益	△537	△774	△236	—
	当期純利益	△1,591	△1,827	△236	—
	総資産	2,093	1,856	△236	△11.31%
	純資産	289	53	△236	△81.66%

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第31期 (2024年12月期) 第1四半期	売上高	193	194	0	0.25%
	営業利益	△50	△48	1	—
	経常利益	△49	△48	1	—
	四半期純利益	△50	△49	1	—
	総資産	2,411	2,175	△235	△9.76%
	純資産	703	467	△235	△33.48%
第31期 (2024年12月期) 第2四半期	売上高	393	394	0	0.13%
	営業利益	△323	△90	233	—
	経常利益	△322	△88	233	—
	中間純利益	△131	101	233	—
	総資産	1,948	1,944	△3	△0.19%
	純資産	401	398	△3	△0.83%
第31期 (2024年12月期) 第3四半期	売上高	622	622	0	0.08%
	営業利益	△334	△101	233	—
	経常利益	△333	△99	233	—
	四半期純利益	△504	△270	233	—
	総資産	1,687	1,683	△3	△0.21%
	純資産	144	140	△3	△2.30%
第31期 (2024年12月期) 通期	売上高	867	867	0	0.01%
	営業利益	△327	△94	233	—
	経常利益	△325	△92	233	—
	当期純利益	△530	△297	233	—
	総資産	1,784	1,781	△3	△0.18%
	純資産	240	236	△3	△1.55%

- (注) 1. 第30期(2023年12月期)第3四半期より連結開示から単体開示へ変更しております。
2. 第31期(2024年12月期)から活発な市場が存在しない暗号資産の評価損の表示方法を「売上高」から「売上原価」へ変更しております。第29期(2022年12月期)、第30期(2023年12月期)については、当該表示方法の変更を反映する前の数値を記載しております。
3. 2025年12月期第1四半期(2025年1月1日~2025年3月31日)は、前年同四半期比較の記載について「2025年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の一部を訂正しておりますが、訂正の範囲には該当せず、業績へ影響はないため記載しておりません。

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

① 2022年12月期第2四半期における暗号資産フィスココインの評価に関する訂正について

当社は、外部機関より、当社が保有する暗号資産フィスココイン（以下「FSCC」といいます。）の2022年12月期第2四半期における評価額が適切ではないことの指摘を受け、これを契機として当社において社内調査委員会を組織して調査を行い、さらに追加調査を実施して、2022年6月29日から同月30日にかけてのFSCCの取引状況及び取引実施者を精査し、さらに当社の会計監査人である UHY 東京監査法人（以下「監査法人」といいます。）とも協議を実施した結果、上記1のとおり訂正の必要があると認識するに至り、過年度決算短信等を訂正することといたしました。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

当社は、2024年12月期第2四半期において、活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）について、その性質や取引実態等を総合的に勘案し、備忘価格まで評価減を行っております。

しかし、外部機関による指摘に加え、会計監査人が当社と同じ監査法人である株式会社クシムにおいて、2025年4月28日付で、暗号資産等の過年度評価に関する訂正報告書が公表されたことを受け、監査法人との協議を重ね、当社が保有する活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）の保有量および市場流通状況に照らし、当該評価減は2023年12月期に実施することが適切であるとの結論に至り、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。

(3) 過年度訂正に係る会計処理の内容

① 2022年12月期第2四半期におけるFSCCの評価額に関する訂正について

当社は、2022年12月期第2四半期におけるFSCCの評価額について監査法人との協議および見直しを行い、2022年6月29日から同月30日にかけての暗号資産取引所Zaif（以下「Zaif」といいます。）におけるFSCCの値動きから、両日の価格が当社関係者の取引によって一時的に高値で形成されたものであるとの認識に基づき、FSCCの評価額についてZaifの期末価格（398円）を用いて評価することは妥当ではなく、当該取引日直前のZaifの市場価格（169円）を基準とすることが適切であるとの判断に至り、同市場価格（169円）による再評価を行いました。この結果、暗号資産評価損として241百万円を売上高のマイナス計上として、訂正処理しております。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

当社は、2024年12月期第2四半期において、活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）について、備忘価格まで評価減を行っていましたが、当社が保有する活発

な市場が存在しない暗号資産 (FSCC、CICC、NCXC) の保有量および市場流通状況に照らし、当該評価減は 2023 年 12 月期に実施することが適切であるとの結論に至り、暗号資産評価損として、233 百万円を売上高のマイナス計上として、訂正処理しております。

(4) 社内調査委員会の構成、調査目的及び調査期間

① 2022 年 12 月期第 2 四半期における暗号資産フィスコインの評価に関する訂正について

a. 社内調査の実施

(a) 社内調査委員会の構成

- 委員長：望月 真克 (社外監査役)
- 委員：加治佐 敦智 (社外監査役)
- 委員：森花 立夫 (社外監査役)

(b) 調査目的

- ・2022 年 6 月 29 日から同月 30 日にかけての当社関係者の関与した FSCC 取引が期末評価額及び決算数値に与えた影響
- ・同過程における価格形成の適正性
- ・監査法人への説明の妥当性

(c) 調査期間 2025 年 4 月 8 日から同年 6 月 11 日

(d) 当該調査形態選択理由

当時の業務執行取締役 2 名が関与した可能性がある事案であり、当社の業務執行から独立し、取締役の職務執行を監督する監査役会が事実関係を調査して認定することが最も適切と判断したためです。外部機関から提供を受けた証拠資料 (取引履歴、会議記録等) により、事実関係を明確に把握することができていたため、迅速性と費用対効果を考慮し、内部調査で足りると判断いたしました。

b. 追加社内調査の実施

(a) 追加社内調査委員会の構成

- 委員長：望月 真克 (社外監査役)
- 委員：岡本 純子 (財務担当取締役)
- 委員：木呂子 義之 (社外取締役)

(b) 調査目的

上記社内調査委員会の調査結果に関して、事実認定その他不十分な点を補うため、主に外部機関から提供を受けた資料に基づいて追加社内調査を行いました。

(c) 調査期間 2025 年 6 月 12 日から同年 7 月 30 日

(d) 当該調査形態選択理由

上記社内調査について外部機関から不十分な点の指摘を受け、当社においても追加調査の必要性を認識したことから追加調査を実施することとしましたが、すでに外部機関から必要な資料や情報の提供を受けており社内調査によっても調査の客観性が

損なわれることはないこと、及び迅速性を求められていたことから、追加社内調査によることを選択いたしました。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

本件は、2023年12月期に活発な市場が存在しない暗号資産（FSCC、CICC、NCXC）の備忘価格までの評価減を実施したことの妥当性の調査を目的として、監査法人から提供を受けた資料に基づき、追加社内調査において同保有者及び市場参加者について事実を確認しております。

（5）本事案の概要等

① 2022年12月期第2四半期における暗号資産フィスココインの評価に関する訂正について

a. 社内調査委員会による調査及び追加調査において、本事案については以下のとおり事実を確認しております。

(a) 当社においては2006年から金融資産の運用規程を定め、さらに2022年4月にはこれに暗号資産の取引を追加した暗号資産取引細則を定めて、暗号資産の自己取引については、資産活用委員会の監督の下で取引担当者が行うことと定めていました。しかし、当社では同規程を子会社ごとに整備しておらず、子会社が実施する暗号資産の取引については、業務フローを明確にしないまま、実務を担当者の裁量に委ねておりました。

(b) 2021年12月に当社はFSCCホワイトペーパーを公表する等、FSCCの流通促進のための施策を検討する中で、当社の大株主のうち暗号資産事業を積極的に展開する各社との間で情報共有を図ることを目的に定例コインミーティング（以下「定例コインMtg」といいます。）を月1回程度開催するようになりました。当社からは暗号資産事業を担当する中村孝也元代表取締役（当時の暗号資産業務担当取締役、以下「中村業務担当取締役」といいます。）が出席し、各社が取り組む暗号資産の取引活発化と流通促進策について、フラットな立場での意見交換が行われており、個別の暗号資産取引について協議することはありませんでした。2022年6月29日にも定例コインMtgが開催され、中村業務担当取締役が出席しました。なお、当社では現在、業績の低迷を受けて本業の再建を最優先事項としており、暗号資産関連の取り組みは一時中断しております。これに伴い、定例コインMtgの開催も行っておりません。

(c) 当時、中村業務担当取締役及び松崎財務経理担当取締役（当時の財務経理担当取締役、以下「松崎財務経理担当取締役」といいます。）は当社の連結子会社及び関係会社の代表取締役及び取締役を兼任し、両名は自らまたは当社のアドレスにより同社の自己勘定による暗号資産の取引（以下「本件取引」という）を行っておりました。具体的には、2022年6月29日から同月30日にかけての取引のうち、全体の91.3%を当社連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングおよび、当社役員が役員を兼務していた関係会社または当社元役員が関与していた投資先等が購入しておりました。内訳は下記のとおりです。

- ・株式会社フィスコ・コンサルティング（松崎が取締役）：35.6%
- ・株式会社FISCO Decentralized Application Platform（以下「FDAP」といいます。）（中村が取締役）：20.8%
- ・株式会社Web3キャピタル（中村が取締役、松崎が代表取締役）：6.9%

・元取締役である佐藤元紀氏が取締役を兼務していた法人およびその法人の投資先であるファンドの投資先の法人等：27.9%

(d) 2022年6月3日に当社リスク管理委員会・コンプライアンス委員会が開かれ、さらに同月22日には取締役会が開かれましたが、松崎財務経理担当取締役は、当社の市場リスクの項目中保有量が多い有価証券および暗号資産（含むFSCC）の価格下落リスクについての報告を行っておりました。これらの会議にはいずれも中村業務担当取締役も出席しておりました。

(e) 2022年6月29日から同月30日にかけて行われた本件取引の量は、前後の取引と比べて突出しており、両日の取引により、FSCCのZaifでの市場価格が直前の市場価格の2倍以上（2022年6月29日の始値169円から同月30日の終値398円）となりました。中村業務担当取締役および松崎財務経理担当取締役によるFSCCの購入については、監査法人へ個別の報告は行っていませんでしたが、当社連結子会社の暗号資産取引に関する記録については、監査資料として提供しておりました。

(f) 松崎財務経理担当取締役は、2022年8月までに当社連結子会社が本件取引を実施していたことを監査法人に通知し、FSCCの評価についても協議を行いました。そして同年8月に監査法人により2022年12月期第2四半期レビューが実施され、同年8月12日に2022年12月期第2四半期報告書を近畿財務局に提出いたしました。なお、同日に当時の狩野代表取締役及び松崎財務経理担当取締役が監査法人に対して提出した経営者確認書においては、「暗号資産の取得価額または時価の算定方法及び重要な仮定に関する重要な情報を全て貴監査法人に提示し、また、当社及び連結子会社の採用する当該暗号資産の取得価額または時価の算定方法及び重要な仮定は、合理的であると判断しており、四半期連結財務諸表に適切に計上または注記しております。なお、当第2四半期連結会計期間末におけるFSCC、CICC等の評価について、唯一の取扱市場であるZaifでの終値を使用しております。ただし、FSCCについては当該終値は当該四半期会計期間末日を含む極めて短期間だけ2022年7月月次での終値平均価格の約1.5倍となっていたこともあり、今後市場流動性の高くないグループコイン（FSCC、CICC、NCXC）の評価に関しては、貸借対照表におけるグループコイン資産の経済的実態を適切に反映させるため、必ずしも月末終値が使用されない場合がある（例えば期末日を含む3ヶ月平均単価を使用する等）ことを承知しております。」と記載しておりました。

(g) 本件取引の時点で、松崎財務経理担当取締役は、当社において経理の管理も含む取締役管理本部長であり、当時、当社の連結子会社が保有しているFSCCの運用・評価の最終決裁権限を有しておりました。また、松崎財務経理担当取締役は、(株)カイカキャピタル（現株式会社web3キャピタル、以下同様）の代表取締役でもあり、(株)カイカキャピタル（当時）が保有するFSCCの運用の判断に関与しておりました。そして、2022年6月上旬頃には、FSCCの帳簿価額およびZaifにおける市場価格について一定の把握があり、これを踏まえ、市場価格がどの程度上昇すれば当社の連結決算においてFSCCの評価損を回避できるかについて、おおよその見通しを持っておりました。その後の決算対応にて、評価損計上の要否についての検討が進められる中でも、具体的に認識をしておりました。

(h) また中村業務担当取締役も、本件取引の時点で、当社の取締役として、FSCCの1枚当たりの帳簿価額について知る立場にあり、正確な帳簿価額は把握していなかったものの、2022年6月末前において、おおよその帳簿価額は把握しておりました。

b. 2022年6月29日から同月30日におけるFSCC取引の目的（当時の立場から）

中村業務担当取締役は、2022年4月にFDAPが発行したEB債（FDAPにてFSCC転換可能社債として発行し、将来FSCCの価格に応じて社債の償還を現金またはFSCCにて行う）の2025年4月末償還に備え、FSCCの確保を目的としておりました。このEB債

は、償還時の価格と基準価格（約 350 円）の比較により、現金または FSCC での償還となっており、FSCC 償還の場合は、3 億円分、約 85.7 万枚を償還に備えて用意しておく必要があり、基準価格以下であれば購入する方針を持っておりました。ただし、当時の取引のみでは必要量の確保には至らず、基準価格程度以下であれば今後も追加確保を進める意向を有しておりました。

また、2022 年 6 月 29 日「フィスココイン（FSCC）の第 5 回セミナーを実施～基本的なことから何を狙っているのかまで、最新情報も網羅～」の IR リリースなど同年 6 月末にかけて FSCC の新サービス、セミナーなどが重なることもあり、セミナー後には取引の実績が多い方が良いという理由から、該当時期に本件取引を実施しておりました。なお、FDAP は FSCC に関連する EB 債の管理に加え、自己売買も事業として行っておりました。FSCC の取引が活発で価格が上昇していたことから、このタイミングを捉えて自己売買により利益を獲得することを目的に、基準価格を上回る水準での買いも実行いたしました。

松崎財務経理担当取締役は、2022 年以降、価格や購入枚数をあらかじめ具体的に設定していたわけではなく、通常のトレーディングや大口ブロックトレードを想定した仕入れの一環として FSCC を購入しておりました。2022 年 3 月以降は松崎財務経理担当取締役が主体となり、フィスコ・コンサルティングにおいて継続的にトレーディングを行って、FSCC を毎月購入した一方、売却は限定的で、全体としては積極的な買い越し傾向にありました。購入枚数は、3 月に約 1,200 枚、4 月約 4,000 枚、5 月約 1,300 枚と小規模に推移した後、6 月に約 44,000 枚、7 月約 9,500 枚、8 月約 80,000 枚、9 月約 23,000 枚、10 月約 5,200 枚、11 月約 32,000 枚、12 月約 21,000 枚と大幅に増加しており、5 月以前と比べて取引規模は拡大しておりました。これらの購入は、特定の時期（6 月 29 日～30 日）に限定して行う必要はありませんでしたが、当時の Zaif の板状況を踏まえると、希望する数量を一度に現在の価格帯で取得するのは困難であり、まとまった数量を確保するには板の上の価格帯まで買い注文を出さざるを得ず、その結果、直前の取引価格よりも高い水準で約定するケースも発生しておりました。これらの取引は単に「安く買う」ことを目的としたものではなく、将来的な FSCC の運用選択肢を広げるために一定数量を確保する意図もあり、具体的には価格上昇局面での売却や、大口ブロックトレードの機会に対応することを想定しておりました。

さらに、FSCC については過去に IR 発表後に市場が反応して価格が上昇した経験があり、松崎財務経理担当取締役はこの経験を踏まえて当時も市場が反応していると認識したことから、「多少高くても今のうちに買うべき」と判断しておりました。価格が上向きであったことや「さらに上昇するのではないか」という期待感も、松崎財務経理担当取締役の購入判断に影響を与えていたと考えられます。

c. 事前協議有無

中村業務担当取締役及び松崎財務経理担当取締役は、本件取引に関し相互に事前協議や連絡を行っておらず、取引の実行時に相手方の関与を認識しておりませんでした。

d. 法務・監査部門相談

中村業務担当取締役及び松崎財務経理担当取締役は、本件取引を含めた個別の暗号資産取引に関する事前相談は行っておりませんでした。ただし、中村業務担当取締役は後日、本件取引に関してリスクがないか、顧問弁護士に相談していたと述べております。これは同取締役が、当社の 2022 年 12 月期第 2 四半期の経営者確認書において、今後、市場流動性の低いグループコインの評価について、経済的実態を適切に反映させる観点から、必ずしも月末終値が使用されない場合があるとの記載を認識したことから、2022 年 9 月ごろ、同弁護士に対し、取締役を兼任する FDAP と当社とがどのような関係に立ち、どのような売買を行った場合に、どのようなリスクが生じ得るのか

を整理したいとの趣旨から、相談を行ったものです。また、連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングの暗号資産取引に関する記録は、監査法人に対して監査資料として提供しておりました。

e. 監査法人への説明

当社は、株式会社フィスコ・コンサルティングの暗号資産取引に関する記録を監査法人に対して提供し、2022年8月12日に監査法人に対して提出した経営者確認書において、FSCCの評価額算定にZaifの期末終値を用いた旨を説明いたしました。松崎財務経理担当取締役が当該取引を行っていた事実については監査法人から言及がありましたが、過去のZaifにおける取引価格の推移などからも当時は評価額算定の根拠について踏み込んだ議論には至らず、今後の期末価格の採用については都度検討する必要がある旨、経営者確認書へ記載することにとどまりました。

f. 細則不遵守理由

暗号資産取引細則は当社本体には適用されておりましたが、連結子会社には適用されておらず、子会社における暗号資産取引は明確なルールの下に運用されておりました。さらに、当社取締役が連結子会社の取締役を兼務して取引を実施していたにもかかわらず、中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役両名は「子会社の暗号資産取引は子会社のルールで運用すれば問題ない」と認識しており、当社の暗号資産取引細則を適用する意識を欠いておりました。その結果、当社による牽制機能が働かない状態で、取引が実行される状態となっておりました。

g. 以上の経緯から、当社として、以下の結論に至りました。

(a) 本件は、当時の当社取締役が取引に関与して価格の大幅な変動を認識していた事案であり、当該時点ですでに単純な期末終値を採用することが妥当ではないと判断すべき事案であったこと

(b) 松崎財務経理担当取締役は本件取引に関与していたのであり、その事実を監査法人に共有していれば、単純な期末終値を採用するのが妥当でないとの判断に至り、今回のような訂正は避けられたものと判断されること

(c) 中村業務担当取締役は財務経理部門の管掌ではなかったが、本件取引に関与していたことからして、2022年12月期第2四半期決算の際に本件取引の事実を当社財務経理部門に注意喚起していれば、本件訂正は避けられる可能性があったものと判断されること

(d) 2022年12月期第2四半期の時点では、中村業務担当取締役も松崎財務経理担当取締役もZaifには参加者の多様性及び十分な取引量があり、公正な価格形成が行われていると認識し、監査法人との協議においても同様の認識で一致していたところではあるものの、上記取引によりZaifにおいて（一時的であったとしても）公正な価格形成が行われていない可能性があるのと両名が認識するに十分な事情があったこと

(e) 中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役は、2022年6月30日時点でのFSCCのZaifにおける取引価格を評価額として採用するかどうかにより2022年12月期第2四半期の暗号資産の評価額が大きく変動することを認識していたこと、特に松崎財務経理担当取締役は2022年8月12日の時点で具体的に評価損が発生しないことを認識していたので、その注意義務の程度はより大きかったこと、従って漫然と2022年6月30日におけるZaifでのFSCC価格を採用することは避けるべきであったこと

(h) 以上、社内調査及び追加社内調査を踏まえ、当社は、中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役が、2022年6月30日の時点でZaifにおいてFSCCの公正な

価格形成が行われていない可能性を見落としていたこと、従って同月同日の FSCC の価格を採用すべきではなかったのに漫然とこれを採用したこと、さらに松崎財務経理担当取締役については同年 8 月 12 日までに監査法人との間で FSCC の価格の妥当性について検証することを怠ったことについて、相当の注意を欠いていたと評価しております。

この点、中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役は、FSCC については、前年までに一定の取引量が確保されていたことに加え、暗号資産市場全体が活況を呈していた時期でもあり、また、2021 年 12 月 22 日に PR 情報として開示した「FSCC のホワイトペーパーに関するお知らせ」に示したとおり、FSCC の流通促進施策を進めており、今後の取引増加も期待できる状況にあったことから、当時の Zaif は多様な参加者と十分な出来高があり、公正な価格形成がなされていると認識しておりました。しかし実際には、同日の取引の 63%が中村業務担当取締役、及び松崎財務経理担当取締役が取締役を兼務する法人を通じて行われており、当社としては、取引の集中と一時的な高値形成により、公正性が損なわれていたと判断しております。

また、当社では、監査法人と協議の上、FSCC については、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（平成 30 年 3 月 14 日）に則って、「活発な市場が存在しない暗号資産」として扱い、その評価は Zaif における当社四半期末及び年度末終値を基準として、会計処理をしていたものの、結果的に Zaif の価格形成機能が公正であるとはいえないと評価せざるを得なくなったことからすれば、松崎財務経理担当取締役は FSCC についてより詳細に取引量や保有者等の検証を行うとともに、Zaif においては取引関係者に偏りが生じやすいことを認識して、活発な市場が存在しない暗号資産の評価プロセス及び手法について、取引市場の特性や参加者の属性等を加味して、その価格形成の妥当性を検証する等のルール化を行い、財務経理の専門的見地からその価格形成機能に合理的な疑いを及ぼし、監査法人とより綿密に協議をすべきであったと評価しております。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

a. Zaif における FSCC の取引については、当社も監査法人も、2022 年 12 月期において一定程度の取引量は確保されていたと考えておりましたが、2023 年以降、FSCC の保有者数が減少し、特定の投資家に偏ることとなったため、処分見込価額の算定に Zaif 価格を採用すべきかどうか、検証が必要な状況となっております。

b. 監査法人との当時の協議では、2023 年 12 月期の時点では Zaif における FSCC の価格形成は公正に機能しているとの認識で一致していたため、当社としてもこれに従って会計処理をしておりました。

c. しかしながら、会計監査人が当社と同じ監査法人である株式会社クシムにおいて、2023 年から 2024 年にかけての Zaif における FSCC の価格の評価について検証が行われ、第三者委員会の調査の結果、2024 年 10 月期第 2 四半期の暗号資産に関する評価減について過年度訂正を行い、これを 2023 年 10 月期に遡及する処理が実施されました。このため当社においても同様の検討を行った結果、本件のとおり修正することが妥当と判断いたしました。

(6) 取締役の責任への対応

本件の責任を明確にするため、当社代表取締役 中村孝也、及び取締役 松崎祐之は、2025年8月5日付適時開示「代表取締役及び取締役の辞任ならびに代表取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、同日付で当社取締役を辞任しております。

2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況

(1) 不適正開示の発生原因の分析

本件の発生原因については、以下のとおりであります。

① 2022年12月期第2四半期におけるFSCCの評価額に関する訂正について

原因・背景	具体的な内容、責任の所在
暗号資産取引細則の未適用	当社には暗号資産取引細則が存在しておりましたが、連結子会社には適用されておらず、子会社の暗号資産取引が連結子会社も含めた統一ルールの下で管理されておりませんでした。このため本件取引については同細則に定めるチェック機能が働いておりませんでした。
役員兼任による牽制機能の不全	当社元取締役らを含めて当社取締役が連結子会社の取締役を兼務し、当該子会社において自ら暗号資産の取引を行ったため、会社間の牽制機能が働かない状態で取引が実行されておりました。
市場特性に対する認識不足	FSCCは、流通量及び市場参加者の多様性が乏しいため、当社関係者の取引により、価格形成に重大な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、当社元取締役らはこの点に関する自覚が不十分でありました。
会計上の検証不足	暗号資産市場の価格形成について外形的事実のみに依拠し、取引量・参加者属性・集中度合い等の詳細な分析や異常値の原因究明を怠っておりました。
内部監査室によるモニタリング不足	内部監査機能は内部監査室が担っており、暗号資産取引のうち相対取引については内部監査計画に組み込み、検証を実施しておりました。一方で、暗号資産市場における取引については、モニタリングの対象外となっておりました。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

原因・背景	具体的な内容、責任の所在
市場特性に対する認識不足	活発な市場が存在しない暗号資産について、流通量及び市場参加者の多様性について検証せず、その結果当社関係者の取引により、価格形成に重大な影響を及ぼす可能性がありましたが、当社元取締役らはこの点に関する自覚が不十分でありました。

原因・背景	具体的な内容、責任の所在
会計上の検証不足	暗号資産市場の価格形成について市場価格における終値という外形的事実のみに依拠し、取引量・参加者属性・集中度合い等の詳細な分析や異常値の原因究明を怠っておりました。
監査法人との連携不足	当初、監査法人との協議に基づき Zaif での価格形成を公正と認識して会計処理を行っていましたが、市場実態の変化や株式会社クシムでの過年度訂正を踏まえた検証の結果、過年度に遡及した評価減が適切と判断しました。これは暗号資産の市場参加者や価格形成の公正さについて、監査法人との間で十分なコミュニケーションをとることを怠ったことが原因と考えております。

(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む。）

当社が策定した再発防止策ごとの実施状況は以下のとおりです。

① 2022年12月期第2四半期におけるFSCCの評価額に関する訂正について

【改善報告書に記載した改善策】

a. 暗号資産関連規則及び事前承認手続の整備

現在、当社に金融資産運用規程および暗号資産取引細則はありますが、子会社及び関連会社には適用されておられません。金融資産運用規程では、投資対象金融資産選定及び管理運用に当たっては、経営会議で任命された取締役、執行役員からなる「資産活用委員会」がこれを行うものとしております。暗号資産取引細則では、資産活用委員会が、暗号資産に関する取引につき取引担当者2名を委任して取引を行うことを定めております。今後はこれら規程の適用を子会社及び関連会社に広げるとともに、その運用を徹底いたします。また、当社の役職員が関与する関係会社が暗号資産取引を実施する場合には、経営会議の事前承認を必須といたします。承認申請にあたっては、取引目的、取引内容（取引量、金額）、取引の実施主体、取引後の影響等を明記した事前承認申請書の提出を義務付け、承認履歴についても記録・保存を行い、取引の正当性と透明性を担保いたします。これらを金融資産運用規程および暗号資産取引細則に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025年9月末までに整備、実施
- ・主管：管理本部

【実施・運用状況】

2025年9月30日付で「金融資産運用規程」を改訂し、同規程を当社及び当社の関係会社にも適用することを明記しました。金融資産運用規程および暗号資産取引細則の適用範囲を子会社及び関連会社に拡大し、当社の役職員等が関与する関係会社が暗号資産取引を行う場合は、原則として当社の経営会議への事前報告及び同承認を要するものとし、また、「暗号資産取引細則」についても、2025年11月28日及び12月18日に改訂を行い、当社の役職員等が関与する会社がグループコインの取引を行う場合の手続を厳格化しまし

た。

具体的には、取引を行う際の「事前承認申請書」の様式を制定し、取引目的、内容、実施主体、財務的・業務的影響等の記載を義務付けました。また、暗号資産取引及びこれに関連する財務・経理業務に従事する役職員に対し、暗号資産取引及び財務経理処理に関する研修の実施をすることを義務付けました。これらの規程改訂は、取締役会での承認を経て施行されており、社内グループウェアを通じて全役職員に周知を行っております。加えて、本運用に関しては四半期ごとに社内グループウェアを通じて全役職員に周知を徹底しております。

なお、当社は体制整備が完了するまでの間、暗号資産取引を停止する旨を2025年12月18日取締役会にて決議しております。さらに2026年3月末時点で、関連会社の暗号資産取引を行う権限のある役職員は代表取締役の岡本のみであり、当社役職員が関与する関係会社による暗号資産取引の実績はございません。

【改善報告書に記載した改善策】

b. 定例会議における議事記録および出席記録の整備

資本関係がある関係会社間で実施される定例会議、特に暗号資産に関連する市場戦略や方針を共有する会議（例：「定例コイン Mtg」）については、会議開催ごとに議事録の作成を義務付け、出席者氏名および主要な発言内容を記録いたします。また、配布資料や使用資料も含めて、取引に影響を及ぼし得る情報の共有の有無が後から検証可能となるよう、文書・データを一元的に保管管理する体制を構築いたします。これらに関係会社管理規程に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025年10月末までに整備、実施
- ・主管：総務部

【実施・運用状況】

2025年11月14日付で「関係会社管理規程」を改訂し、第10条（暗号資産関連事業に係る管理強化）を新設しました。同条において、資本関係のある関係会社間で暗号資産関連の市場戦略・方針に関する定例会議を開催する場合、議事録の作成及び資料の一元管理を義務付け、配布資料や使用資料も含め、取引に影響し得る情報共有の有無を後から検証できるよう、文書・データを一元管理する体制を構築しております。これらの規程改定は取締役会での承認を経て施行されており、社内グループウェアを通じて全役職員に周知を行っております。

2025年9月18日以降、資本関係のある関係会社間で行う当該定例会議は実施されておりませんが、実施された場合は会議規程及び関係会社管理規程に則り運用することを徹底しております。また、本運用に関しては四半期ごとに社内グループウェアを通じて全役職員に周知を徹底することとし、実施状況については毎月取締役会へ報告する体制を構築しており、2026年3月19日開催の取締役会においても、実施がなかった旨を報告しており

ます。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 当社グループ会社間における価格影響取引のリスク管理体制の構築

同一の暗号資産について、子会社等の当社グループ複数社が同時期に同一方向で大口取引を行う場合、相場への影響や価格形成の偏りが生じるリスクがあります。このため、特に期末・決算発表前後など市場の敏感なタイミングでは、各社の取引予定を事前に一元的に報告・把握する仕組み（例：取引予定報告フォーム）及び必要な場合には取引を一律に制限する仕組みを整備します。加えて、当該取引内容については、コンプライアンス部門による牽制機能が働くよう、利益相反・相場形成リスクの観点からレビューを実施し、必要に応じて取引中止や内容変更の勧告が可能な体制を整備いたします。これらに関係会社管理規程に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025年10月までに整備、実施
- ・主管：コンプライアンス部

【実施・運用状況】

複数のグループ会社が同一暗号資産を同方向で大口取引することによる相場への影響を回避するため、特に期末や決算発表後など市場が敏感な時期には、取引予定を事前に一元報告・把握する仕組みを導入し、取引内容はコンプライアンス部門が利益相反・相場形成リスクの観点からレビューし、取引中止や内容変更を勧告できる体制を整えました。

「関係会社管理規程」の改訂により、複数の関係会社が同一の暗号資産について同方向の大口取引を行う場合、特に期末や決算発表前後においては取引予定の事前報告及び一元管理を行うことを明文化しました。

また、2025年12月18日の取締役会において、当初の規程から漏れていた研修規定等の明文化とともに、運用体制の確認を行いました。

内部監査室は、「活発な市場がないグループコイン取引に係るモニタリングのチェックリスト」を用いて、関係会社等の暗号資産取引承認プロセスが適切に運用されているか、承認申請書の提出や経営会議での審議がなされているか等のモニタリングを実施する体制を整備し運用を行っております。

なお、運用実績につきましては、2026年3月末時点で、複数の関係会社が同一の暗号資産について同方向の大口取引を行った実績はありませんでした。

【改善報告書に記載した改善策】

d. 役員の兼任（関与）体制の見直しおよび解除

当社取締役が複数のグループ会社、特に暗号資産関連企業の取締役や執行責任者を兼任する体制については、利益相反や暗号資産市場への影響リスクを高める要因であることを踏まえ、今後は原則として暗号資産取引執行責任者の兼任を禁止する方向で見直しを実施いたします。やむを得ず兼任が必要な場合には、徹底した情報遮断措置（取引実行部門と他部門の物理的人的分離などいわゆるチャイニーズ・ウォール）の導入、関与範囲の明確化、役員が兼任する会社間の取引等の重要取引に対する事前承認制の導入等の管理措置を講じ、グループ全体としての透明性とガバナンスの強化を図ってまいります。これらを役員規程及び関係会社管理規程に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025年12月までに整備、実施
- ・主管：取締役会

【実施・運用状況】

2025年11月14日付で「役員規程」を改訂し、第11条（役員の他社役職兼務）を新設しました。これにより、当社と同種又は密接に関連する事業を行う他社の役職、特に暗号資産取引に関する意思決定を行う役職との兼任を原則禁止としました。やむを得ず兼任が必要な場合は、取締役会承認及び管理措置として情報遮断措置（チャイニーズ・ウォール）や関与範囲の明確化、重要取引に対する事前承認制等の管理措置を徹底します。これらの規程改定は取締役会での承認を経て施行されており、社内グループウェアを通じて全役職員に周知を行っております。

また、本運用に関しては四半期ごとに役員の兼務状況の確認及び見直しを行い、その結果を定時取締役会にて共有しております。なお2026年3月19日の取締役会において、現時点で暗号資産取引執行責任者の兼任はないことを確認・報告しております。

【改善報告書に記載した改善策】

e. 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討

暗号資産市場の参加者や暗号資産の特性に応じた適切な資産評価を実施するようにルールを策定します。特に、当社との関係が深い者の運営する暗号資産市場については、類型的に市場参加者の偏りが起こりやすいことから、そこで取引される暗号資産の評価については、評価の都度、対象となる暗号資産の過去数か月の取引量を調査し、取引が集中している時期の有無、関係会社等の取引参加者の有無、及び取引価格の価格形成の推移を確認いたします。その上で、評価時点において異常値の有無を測定し、当該市場における価格を採用すべきかどうか決定する等のより厳しい基準に基づいて評価を行うことをルール化して監査法人及び当社関係部門と連携していきます。これらを暗号資産取引細則に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025年10月までに整備、実施
- ・主管：財務経理部

【実施・運用状況】

2025年12月18日改訂の「暗号資産取引細則」第10条において、活発な市場がない暗号資産の評価基準を詳細に規定しました。具体的には、当社または関係会社が運営する市場を利用する場合、過去数か月の取引量、取引の集中、関係会社の参加状況等を調査し、異常値が含まれていないか、その市場価格を採用するか判断するより厳しい基準に基づく評価基準を定めております。検証の結果、市場価格の採用が不適切と判断された場合の代替評価方法（VWAP等）についても明記し、評価方法の決定にあたっては監査法人及び社内関係部門と連携することも定めております。

また、2025年12月期の決算に向け、2026年1月8日に監査法人との間で暗号資産評価に関する協議を実施し、再レビューを行うプロセスを実施しております。

【改善報告書に記載した改善策】

f. 市場特性に対する認識あるいは自覚を促す施策

暗号資産取引に関与する役職員に対して、市場特性に関する認識及び自覚を維持・醸成するため、教育を実施いたします。暗号資産市場の構造的特性（流動性、出来高、価格形成メカニズム等）や、活発な市場が存在しない暗号資産については、その市場特性（取引量と価格形成）を理解させるとともに、資本関係がある関係会社の発行する暗号資産等において、関係者取引が市場価格に及ぼす影響に関して、「市場構造を理解し、関係者取引により市場を歪めない」「価格形成の公正性を最優先とする」ことを基本理念として暗号資産取引に関与する役職員に対して、年1回の研修機会を設け、暗号資産市場に対する理解を継続的に深めてまいります。

- ・実施スケジュール：2025年12月までに整備、2026年1月より運用開始
- ・主管：管理本部

【実施・運用状況】

知識不足や注意不足が問題の一因であったことを踏まえ、2025年12月30日に「暗号資産の取引・会計処理に関する研修計画書」を策定しました。また、2026年1月14日の取締役会において、研修実施状況の報告を行うとともに、今後は外部研修への参加も義務付ける方針を確認しました。

本計画に基づき、2026年1月19日に暗号資産の取引や会計処理に関する最新の実務・知識の習得のための社内研修を実施しました。

研修には、当社管理本部担当役員および経理担当者3名が参加し、金融資産運用規程及び暗号資産取引細則の共有に加え、暗号資産市場の特性（流動性、価格形成メカニズム等）や会計・税務処理（活発な市場の有無による区別等）について社内研修を行い、関係者取引が市場を歪めないよう公正性を最優先とする基本理念を周知徹底しました。

また、2026年2月20日に暗号資産に関する外部セミナーを受講し、受講報告書を作成するとともに、部署内で情報を共有し、引き続き暗号資産に関する理解を深める取り組みを継続しております。

【改善報告書に記載した改善策】

g. 内部監査の強化

これまで対象外だった暗号資産市場取引のモニタリングを監査計画に組み込み、定期的なレビューを実施すると共に、再発防止策の実施状況についても、継続して監査を行います。

- ・実施スケジュール：2026年1月までに整備、実施
- ・主管：内部監査室

【実施・運用状況】

2025年11月21日に、改善計画に係る内部監査事項（再発防止策の実施状況について継

続して監査を行うとともに、暗号資産市場取引のモニタリング)を追加した「2025年度内部監査計画書(更新版)」を策定し、取締役会にて承認しました。

更新された監査計画には、「暗号資産相対取引の検証」および「活発な市場が存在しないグループコイン取引の検証」が重点監査項目として追加されており、改訂された暗号資産取引細則に照らし合わせたプロセスの確認・評価を行うこととしています。

また、具体的な監査ツールとして「再発防止に向けた改善措置の実施状況についての内部監査評価シート」および「活発な市場がないグループコイン取引に係るモニタリングのチェックリスト」を整備し、主に、活発な市場がない暗号資産の処分見込価額の算定、活発な市場がない暗号資産の市場及び対象資産の特性に応じた適切な評価、関係会社等の暗号資産取引についての承認等、規程通りに運用が徹底されているか、2025年12月より月次監査等を通じてモニタリングを実施しております。

② 活発な市場が存在しない暗号資産の評価減に関する訂正について

【改善報告書に記載した改善策】

- a. 暗号資産市場の特性に応じた評価方法の検討

上記(2)①eの対応と同様の対応で、再発防止を図ってまいります。

【実施・運用状況】

上記(2)①eの対応と同様の改善策の実施・運用を行っております。

【改善報告書に記載した改善策】

- b. 市場特性に対する認識あるいは自覚を促す施策

上記(2)①fの対応と同様の対応で、再発防止を図ってまいります。

【実施・運用状況】

上記(2)①fの対応と同様の改善策の実施・運用を行っております。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 暗号資産の取引及び財務経理処理に関する研修機会の確保

暗号資産の取引及び会計処理に関する知識不足や注意不足が本件を招いた一因であることを踏まえ、会計基準について最新の実務や知識を得られるよう会計税務等に関する資料の収集、購買を継続して行ってまいります。あわせて、暗号資産取引および経理に関わる役職員に対しては、これら資料の内容を随時共有するとともに、年1回の社内研修を実施し、さらに年1回の外部研修（セミナー含む）参加を必須とします。これらを暗号資産取引細則に明文化し、その運用を徹底いたします。

- ・実施スケジュール：2025年11月までに整備、以降継続実施
- ・主管：財務経理部

【実施・運用状況】

上記（2）①fの対応と同様の改善策の実施・運用を行っております。

【改善報告書に記載した改善策】

d. 監査法人との連携強化

暗号資産の評価の際に、監査法人と当社の担当部門（財務・リスク管理等）との間で、上記（2）①eの内容を都度確認するとともに、暗号資産の評価の実施後に、監査法人と当社との間で評価に関する相互レビューの機会を設け、評価過程や使用データの整合性・客観性について検証を行うこととします。この際に監査法人の指摘事項や改善の提案があれば、その内容を上記（2）①e及び同fに反映できるようなしくみを整備し、これにより再発防止の体制のさらなる整備と運用を図ってまいります。

- ・実施スケジュール：2025年12月までに整備、以降継続実施
- ・主管：財務経理部

【実施・運用状況】

上記（2）①eの対応と同様の改善策の実施・運用を行っております。

当社の会計監査人であるUHY東京監査法人と2026年1月8日に、暗号資産の評価に関するレビューを実施して、指摘すべき事項はない旨の確認を行っております。今後も内部監査・監査役会レビューを通じて継続的に検証し、必要に応じて追加改善を実施いたします。

3. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

当社は、本事案により過年度決算の訂正に至り、株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、このような事態を二度と起こさないために、改善報告書に記載した再発防止策を全社一丸となって推進してまいりました。現時点における改善措置の評価は以下の通り

です。

(1) モニタリングの実効性確認

2026年1月14日開催の取締役会において、再発防止策の進捗状況についての詳細な報告が行われました。具体的には、以下の重要監視項目について、規程に基づく適正な運用がなされていることを確認いたしました。

関係会社取引：2025年12月末時点において、当社役職員が関与する関係会社による暗号資産取引の実績はなく、事前承認プロセスを潜脱するような事例は確認されておりません。

定例会議：資本関係のある関係会社間での価格形成に影響を与えうる定例会議は実施されておらず、情報の遮断が有効に機能しています。

役員兼任：暗号資産取引執行責任者の兼任は解消されており、四半期ごとの兼務状況の洗い出しにおいても、同取引について懸念がある兼任が存在しないことを確認しております。

(2) 監査法人との連携及び会計処理の妥当性

2026年1月8日に実施された監査法人との第32期（2025年12月期）第4四半期決算に向けた協議において、暗号資産の評価プロセスに関する再レビューを実施しました。特に、クラブフィスコ売上に係るフィスココイン（FSCC）の評価について、円建てベースでの取引価格の妥当性や評価減（原価計上）の処理方針について監査法人と認識を共有し、評価過程や使用データの整合性に問題がないことを確認いたしました。これにより、会計処理の透明性と客観性が確保されていると評価しております。

(3) 内部監査による検証の深化

内部監査部門においては、「再発防止に向けた改善措置の実施状況についての内部監査のチェックリスト」および「活発な市場がないグループコイン取引に係るモニタリングのチェックリスト」を新たに導入し、運用を開始しております。2025年12月より実施している月次監査等のモニタリングを通じて、改訂された「暗号資産取引細則」に基づく承認プロセスや評価ルールが、形式的な整備にとどまらず、実務の現場において確実に遵守されていることを検証しております。

以上の通り、当社は再発防止策が計画段階から運用・定着の段階へと着実に移行していると評価しております。今後も、変化の激しい暗号資産市場の動向を注視しつつ、整備された内部管理体制を継続的にアップデートし、ガバナンスの強化と信頼の回復に努めてまいります。

以上